

国名	デンマーク	
公的年金の体系	<p>3階部分</p> <p>2階部分 (準強制)</p> <p>1階部分 (公的年金, 強制)</p> <p>個人年金</p> <p>労働市場年金(職域年金)</p> <p>労働市場付加年金(ATP)</p> <p>国民年金</p> <p>被用者</p> <p>自営業者</p>	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>国民年金：◎一般税によるユニバーサル制度（デンマーク国民は15歳から65歳の間で最低3年，外国籍の者は，支給開始年齢前の5年を含む最低10年の国内居住が必要）。</p> <p>労働市場付加年金（ATP）：◎被用者，△（自営業者）</p> <p>職域年金：◎労働協約対象労働者は強制（30～60歳の雇用労働者の約9割が加入）。</p>	
保険料率（2014年）	<p>国民年金：一般税財源</p> <p>ATP：月間労働時間により，4段階の保険料。2014年では，フルタイム（月116時間超）で270DKK（約5000円）。このうち，3分の1を被用者，3分の2を雇用主負担。</p> <p>職域年金：所得額等に応じ，12%～18%（平均11～12%，負担割合ATPと同じ。）</p>	
支給開始年齢	<p>65歳（2019年から22年にかけて半年に半歳ずつ引上げ67歳に。2030年に68歳。その後も平均余命の伸びに連動して引上げる）。年金受給開始時の平均余命に応じた増額率で10年まで遅れて受給可能（68歳時点で平均余命が17.1歳ならば，67歳から遅らせた年数分の増額率は，$1/17.1=5.8\%$）。</p>	
基本受給額	<p>国民年金（2014年）</p> <p>基礎給付（満額）：70,896DKK（約131.4万円）（国民平均所得の約17%）</p> <p>加算給付（満額）：73,644DKK（約136.5万円）（単身者），35,592DKK（約60万円）（夫婦等，一人）</p> <p>ATP：加入期間，支払保険料，運用収入による。フル年金額は，約25,000DKK（約46.4万円）。</p>	
給付の構造	<p>国民年金：40年居住で満額，居住年数減に比例して減額。基礎給付は，稼得所得が301,200DKK（約558.4万円，平均所得のほぼ3/4）を超すと，超えた額の30%が減額される。加算給付は，単身者では，個人所得が66,500DKK（123.3万円）を超えると30.9%減額，同居カップルは，総所得が133,400DKK（247.3万円）を超すと16%減額。低所得者には，16,200DKK（約30万円）の補足給付あり。その他に，住宅給付，光熱給付，健康給付がある。さらに，障害年金等がある。</p> <p>ATP：拠出額（月間労働時間による定額）と運用収入により年金額が決まる拠出建て年金。</p> <p>職域年金：拠出額と運用収入により年金額が決まる拠出建て年金。</p>	
所得再分配	<p>所得再分配機能は高い。</p>	
公的年金の財政方式	<p>国民年金は賦課方式。ATP，職域年金は積立方式。</p>	
国庫負担	<p>国民年金は100%税負担。ATP，職域年金には国からの補助なし。</p>	
年金制度での最低保障	<p>居住年数のみが要件となる国民年金の基礎給付と加算給付が，最低保障機能を果たしている。</p>	
無年金者への措置	<p>居住年数の短い移民等に対する公的扶助制度がある。</p>	
公的年金と私的年金	<p>1階部分（公的年金）は低所得者に配慮した構造。2階部分は，労働協約による拠出建て積立年金（職域年金）で，雇用労働者の約9割が加入（1980年代半ばは約35%）。3階部分に銀行・保険会社が管理する個人年金があり，約百万人が加入。</p>	
国民への個人年金情報の提供	<p>2007年から，生活にかかわる公的サービスの窓口Borger. dk1の運用が始まり，個人年金情報の提供も行われている。</p>	

(注) 1 クローネ=18.54円 (2014年間平均) で換算

デンマークの年金制度

岩田克彦（国立教育政策研究所フェロー）

（注）1 クローネ＝18.54円（2014年年間平均で換算）

1 制度の特色

デンマークの年金制度は、ベバリッジ型の要素（単一レートの居住ベースの国民年金）とビスマルク型の要素（労働協約に基づく私的職業年金）が組み合わされた3階立ての制度である。1階は、強制加入の公的年金で、居住年数を基準にした定額給付（国民年金）と被用者が月間労働時間に応じて拠出した額をまとめて運用する、労働市場付加年金（ATP）とからなる。2階は、労働市場年金と呼ばれる労働協約による拠出建て積立年金（職域年金）である。第3階は、個人が任意に加入する個人年金である。

2 沿革

デンマークの公的年金制度は、1891年に遡る。60歳に到達した困窮なデンマーク国民に対し、税を財源として現金給付がなされた。この2年前には、ドイツでは、ビスマルクにより、被用者を対象にした社会保険制度による年金制度がスタートしたが、デンマークでは、当初から、困窮であれば被用者だけでなく国民全体が対象になる、税方式による年金制度であった。

1956年には、従来の制度を刷新し、国民年金制度が制定され、67歳以上の全ての国民に年金受給資格が賦与された。1964年には、国民年金の給付水準が引き上げられた（完全実施は1970年）。労働市場付加年金（ATP）も同年に創設された。2階部分の職域年金の多くは、1990年前後に設立された。また、3階部分の個人年金も最近加入者が増加している。ATPは資産の安全に配慮しながらの市場での高い運用実績を挙げ、職域年金も私的年金ではあるが、労働協約対象者は加入が強制される。近年、デンマークの公的年金制度は、純粋な公的年金制度から半公的半民間の構造に変わってきている。

1998年には、所得の1%を強制的に拠出させ将来有期年金を給付する、個人口座型の特別積立基金（SP）が導入されたが、2008年のリーマンショックによる大不況により2010年4月に廃止された。

国民年金の支給開始年齢は制度創設以来67歳とされていたが、1999年の法改正で65歳にいったん引き下げられた（実施は2004年）。しかし、高齢化の急速な進展が見込まれることから、2006年の与野党合意による法改正で、2024～27年にかけて国民年金の支給開始年齢は再度67歳に引き上げられることになった。その後、2011年の与野党合意による法改正で、引き上げ時期が5年前倒され、2019年から2022年にかけて、1年当たり半年引き上げることになった。また、2006年合意では、2015年以降5年ごとの見直しで、年金支給開始年齢を60歳での平均余命の変化に合わせて変動させることになったが、2015年の見直しで、2030年からの68歳引き上げが決まった。

3 制度体系の概要

1階部分（公的年金）は、強制適用で、第1層の居住ベースの国民年金、第2層の積立方式のATPからなる。国民年金は、居住年数を満たす全住民に定額の年金を支給するユニバーサルな年金で財源は全て税金である。デンマーク国民は15歳から65歳の間で最低3年、外国籍の者は、支給開始年齢前の5年を含む最低10年の国内居住が必要とされる。満額は40年居住で受給できる。第1層には、その他に住宅給付、光熱給付、健康給付がある。第2層は労働市場付加年金（ATP）で、週9時間を超えて働く18歳から65歳の全雇用労働者が対象となり、その他の者も任意加入できる。2015年末の加入者は97.5万人。

2階部分は、労働市場年金と呼ばれる職域年金である。労使により取り決められた労働協約に基づくもので、1990年代に急激に増加した。労働市場年金は、2015年時点で、デンマークの30～60歳の雇用労働者のうち91%（全年齢の約8割）に補足年金を提供している（オランダより割合は高い）。残り（約2割）は、①若年の不安定労働者（デンマークのフレキシキュリティ規定から、早晩高い確率で職業年金付きの職を得る可能性が高い）、②高所得の民間雇用労働者がほとんどで、準公的年金として機能している。

3階部分は、銀行ないし保険会社が運営する個人年金である。積立金は税額控除されるが、利子と給付金は課税される。2015年現在約百万人と加入者は

多い。

なお、失業保険とリンクした任意早期引退プログラムがあり、最低30年間失業保険基金のメンバーであった者が、62歳6か月（2023年にかけ64歳に引上げられる。）以降、支給開始年齢まで、失業給付の最大率の90%を限度とした額が支給される。また、労働能力が自ら生計を保てない程度に恒久的に減少した者に、老齢年金支給開始年齢の65歳(将来68歳)まで支給する障害年金がある。

4 給付算定方式、スライド方式

国民年金の受給額は、15歳から65歳までのデンマーク居住年数で決まり、満額受給のためには40年間の居住が必要である。40年間に満たない場合は、不足年数に応じて減額される。国民年金には基礎給付と加算給付があり、2014年の年間基礎給付（満額）は70,896DKK（約131.4万円）（国民平均所得の約17%）、加算給付（満額）は、単身者で73,644DKK（約136.5万円）、夫婦等同居カップルで一人当たり35,592DKK（約60万円）である。

基礎給付は、稼得所得が301,200DKK（558.4万円、平均所得のほぼ3/4）を超すと、超えた額の30%が減額される。加算給付は、単身者では、国民年金以外の総所得が66,500DKK（123.3万円）を超えると30.9%減額、同居カップルは、133,400DKK（247.3万円）を超すと16%減額される。すなわち、稼得所得だけでなくATP、職域年金、個人年金の給付が多くなると減額されることになる。低所得者には、16,200DKK（約30万円）の補足給付がある。その他、住宅給付、光熱給付、健康給付がある。

国民年金は、前2年間の賃金の伸びによって毎年改訂される。但し、賃金上昇率が2.0%を超えると改訂率が抑制される。抑制幅は最大0.3%となっている。抑制分はプールされ、低所得者等への年金以外の手当の改善に充てられる。

ATPは、退職時（通常65歳）までに積み立てられた拠出総額と運用収入の合計額をもとに、退職時点での平均余命から年金額が算出される。積立金の8割は安全投資され、残り2割は幅広く投資され、運用リターンが高ければボーナス配当が行われる。2015年では、年額受給平均額は14,600DKK（27.1万円）であり、18歳から65歳まで拠出し続けた者の

フル受給額は23,900DKK（44.3万円、国民年金の基礎給付の約33%）であった。

1階部分は、低所得層への所得分配機能が高い仕組みを取っており、“Pensions at a Glance 2015”によると、低所得層（中間所得の2分の1）の所得代替率は107.4とOECD34カ国で一番高い（OECD諸国平均65.5）。

2階部分の職域年金は、拠出額と運用収入により年金額が決まる拠出建て年金で、拠出率は、労働協約で決まり、現在12%（低所得、低学歴グループ）～18%（高所得、高学歴グループ）となっている。高学歴グループは労働市場参入が遅く、基礎年金が居住年数等で決まり勤労所得と連動しない構造のため、高学歴グループに適切な所得代替率を確保させるために職域年金は大きな役割を果たしている（2010年のデータでは、所得代替率は、2005年では、1階部分が45.1%、2階部分が3.6%だったのが、職域年金の制度成熟化により、2050年には、それぞれ、39.2%、24.8%になると予測されている）。

支給開始年齢は、1階、2階部分とも現在65歳であるが、2019年から22年にかけて半年に半歳ずつ引上げ67歳になる。さらに、2015年以降5年ごとの見直しで、年金支給開始年齢を60歳での平均余命の変化に合わせて変動させることになったが、2015年の見直しで、2030年からの68歳引上げが決まった。なお、年金受給開始時の平均余命に応じた増額率で10年まで遅れて受給可能（68歳時点で平均余命が17.1歳ならば、67歳から遅らせた年数分の増額率は、 $1/17.1=5.8\%$ ）。

5 負担、財源

国民年金はすべて税で賄われている。

ATPは、労働協約で決められた定額拠出額で全額賄われており、使用者が3分の2、被用者が3分の1を負担している。任意加入の者は全額負担。拠出額は、労働時間に応じ4段階になっている。月間39時間未満は拠出なし、39時間以上78時間未満は90DKK（約1700円）、78時間以上116時間未満は180DKK（約3300円）、116時間超は270DKK（約5000円）である。2016年から5%増加された。

2階部分の職域年金は、労働協約で決まり、現在12%（低所得、低学歴グループ）～18%（高所得、

高学歴グループ) となっている拠出額で全額賄っている。

ATPや職域年金、個人年金への拠出金は所得控除され、運用益には15%の課税がなされる(給付された年金には、公的、私的を問わず課税所得になる)。

6 財政方式、積立金の管理運用

国民年金は税を財源とする賦課方式である。ATPは、拠出金と運営収益により年金を給付する拠出建ての積立方式である。積立金の運用は、労働市場付加年金機構(ATP)がまとめて行っている。積立金の8割は安全投資され、毎年保証利率が設定される(2015年は3.8%)。残り2割は幅広く投資され、運用リターンが高ければボーナス配当が行われる(2015年は、17.2%のリターンがあった)。

ATPの投資資産は2015年末で約7,050億DKK(約13兆円)である。ATPは、頑健なリスク管理の下、先進的な運用を行っていると評価されている、運用コストも、加入者一人当たり57DKK(約1060円)と極めて低い。

7 制度の企画・運営体制

国民年金は、全額国家予算の下、社会問題・国内省(The Ministry of Social Affairs and the Interior)が統括し、現場での運営は全国98の基礎自治体が行っている。ATPは、労使が理事会を構成する労働市場付加年金機構(ATP)が運営管理し、雇用省が管轄する。

2階の職域年金基金は、通常、労働協約に基づき、協約毎に設立される。基金の運営委員会は労使で構成されるが、銀行ないし保険会社に運営委託されることが多い。3階の個人年金は、銀行ないし保険会社が運営する。2階、3階は、経済省の管轄下のデンマーク金融監督機構が監督する。

8 最近の論議や検討の動向・課題

(1) 支給開始年齢の見直し

高齢化の進展に備えた見直しが着々と進んでいる。2006年の与野党合意による法改正で、いったん67歳から65歳に引下げられていた国民年金の支給開始年齢は、2024~27年にかけて再度67歳に引上げられることになったが、2011年の与野党合意による法改正

で、引上げ時期を5年前倒しした。さらには、また、2006年合意では、2015年以降5年ごとの見直しで、年金支給開始年齢を平均余命の変化に合わせ変動させることになったが、2015年の見直しで、2030年から68歳への引上げを決めた。

(2) 障害年金の見直し

近年の大きな見直しが障害年金の見直しである。障害年金は、労働能力が自ら生計を保てない程度に恒久的に減少した者に、18歳から老齢年金支給開始年齢の65歳(将来68歳)まで支給するものである。就業困難な者がジョブセンターないし自治体の窓口に来所した場合、ジョブセンターでの最初の認定で、就業可能性があると認定された者は、通常の雇用就業、フレックスジョブ(使用者、障害者本人、自治体の三者合意に基づき、公的負担による所得補填を提供しながら、その個人状況に合わせた柔軟な就労条件での仕事を提供する制度)の可能性を検討し、駄目な場合に、年金支給を決定する。おおよそ就労能力(work ability)が3分の1未満だと判断されれば障害年金が支給されていた。それが、2013年1月以降、機能障害等により労働能力が低い場合であっても、原則として、新規申請で40歳未満の者には、障害年金は支給されず、その代わりに、1回あたり最長5年間のリソース・プロセスにより、通常の雇用就業やフレックスジョブでの就業が促進されることになった(延長可能)。リソース・プロセスとは、全国98のコミュニティ(基礎自治体)の様々な専門家で構成されるリハビリテーション・チーム(複数の自治体で共同チームを組むこともある)が本人と面談をしながら必要な支援を検討し、就業の道を最大限に探るものである。

(3) 国際的に高い評価

デンマークの年金制度は、国際的に高い評価を受けている。世界最大級の人事・組織コンサルティング会社マーサーは、毎年、「マーサー・メルボルン・グローバル年金指数ランキング」を公表している。本指数ランキングは、世界各国の年金制度を横断的に比較したもので、マーサー社の協力とビクトリア州政府による資金提供の下、オーストラリア金融研究センター(ACFS)によって開発されたものである。評価指数は40以上の質問項目から構成されており、「十分性(Adequacy)」、「持続可能性(Sustainabili-

ty)」、「健全性(Integrity)」に大別されるが、デンマークは、2012年より最新の2015年まで首位の座を保っている。デンマークとオランダのみが最高ランク“A”の評価を得ているが、デンマークは、「十分性」がB+、「持続可能性」、「健全性」がAであった。低所得層への所得分配機能が高い1階部分の国民年金、ATP(労働市場年金)、高所得層の所得代替率維持に留意した2階部分の職域年金等で「十分性」を確保し、多くの加入者や高齢化の進展に即した受給開始年齢の引上げ等で「持続可能性」を確保し、優れた資産構成やデンマーク金融監督機構の監督等により「健全性」を確保している。

(4) 課題

デンマークの年金制度は、「マーサー・メルボルン・グローバル年金指数ランキング」でみるように、国際的に高い評価を受けているが、政府は、年金制度の持続可能性(sustainability)と十分性(adequacy)を今後とも確保していくためには、高齢者と移民(子供世代を含む)等生活困窮者の就業率の向上が重要としている。

第1に、高齢者の就業率の向上である。デンマークの55～64歳の就業率は、2014年で63.2%(男68.9%、女57.6%)と、欧州28カ国平均(男女計51.8%、男58.8%、女45.2%)と比較するとかなり

高い。しかし、50歳台後半層に比べ60歳代前半層の就業率はかなり低く、60歳代の就業率の向上が目指されている。2006年と2011年の公的年金改革で、年金支給開始年齢は60歳での平均余命の変化に合わせて変動させることになり、2015年に2030年から68歳への引上げが決まったが、この狙いは、公的年金の平均受給期間を14.5年に留めることにある。この政策の一環として、2016年1月1日から定年年齢の設定が禁止された(従来は、70歳以降の定年設定は許容されていた)。

第2に、移民等生活困窮者の労働市場への誘導である。非EU諸国からの移民(移民第1世代)の失業率は、その他の集団の失業率より6%以上高く(2013年)、この子供世代(移民第2世代)の失業率(15～34歳、2013年)は、16.3%とその他の世代の失業率(7.1%)と格差はさらに大きい。また、若年ホームレスも増加している(18～24歳で2009年の633人から2013年の1138人へ80%増加)。政府は、個々の失業者の実情に合った相談・訓練等個別の支援の強化、基礎自治体の失業給付支出(デンマークでは、ハローワークは基礎自治体が運営。)に対する国からの償還割合の逡減措置(失業が長期化するにつれ下げていく。)の実施等、移民等生活困窮者の失業率低下に力を入れている。